

災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金の概要

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
	支給額	① 生計維持者	500 万円
		② その他の者	250 万円
	受給遺族	配偶者、子、父母、祖父母	
	申請先	沖縄県市町村総合事務組合（那覇市）	
費用負担	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4		
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
	支給額	① 生計維持者	250 万円
		② その他の者	125 万円
	受給者	上記災害により重度の障害を受けた者	
	申請先	沖縄県市町村総合事務組合（那覇市）	
費用負担	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4		
障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 		

災害	対象災害	自然災害 一 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
	貸付限度額	① 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170万円(250) ④ 住居の全壊 250万円(350) ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円		
	額	※ 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()の額		
援護資金	貸付条件	世帯人員	市町村民税における総所得金額	
		1 人	220万円	
		2 人	430万円	
		3 人	620万円	
		4 人	730万円	
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	利率	年3% (据置期間は無利子)		
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)		
	償還期限	10年 (据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦			
申請先	沖縄県市町村総合事務組合 (那覇市)			
費用負担	国 2/3 県 1/3			